

2017年7月28日

高レベル放射性廃棄物の最終処分地に係る「科学的特性マップ」の公表に対する談話

日本労働組合総連合会北海道連合会
事務局長 杉山 元

1. 政府は7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分候補地の選定に向け、「科学的特性マップ」を公表した。今回の公表は、「国が科学的により適性が高いと考えられる地域（科学的有望地）を提示するとともに、理解活動の状況等を踏まえ、調査等への理解と協力について、関係地方自治体に申入れを行う」との内容を定めた2015年5月の「最終処分法に基づく基本方針の改定」によるものである。

この間、原子力委員会や総合資源エネルギー調査会における検討が行われ、その過程で「要件・基準や説明・表現等の慎重検討が必要」とされたことから、従来の「科学的有望地」という用語が「科学的特性マップ」に改められている。

2. 「科学的特性マップ」は、全国を4色に塗り分けて地層処分に適しているかどうかを示し、火山や活断層の近傍等や、油田やガス田、炭田が存在する範囲のいずれにも該当しない場合を「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い」として表示している。

北海道では、少なくとも道内の3割以上が「不適地」として除外されるが、海岸からの距離が短い範囲を「輸送面でも好ましい」とし、特性が高い地域とされている。

3. 国はマップ提示を契機に、国民理解・地域理解を深めるための取り組みを一層強化し、地域に対して処分地選定調査の受け入れを求めていく考えである。しかし、科学的特性マップの提示に向けて、今年5月から6月にかけて道内も含め全国で行われた住民説明会では疑問や不安が相次いでおり、「積極的な情報公開の徹底」と「国民の理解」を尽くすとともに今後、頭越しの選定とならないよう、地域・地方の声に対して真摯に向き合うことが強く求められる。

とりわけ北海道は、「幌延深地層研究センター」設置にあたり、『道内に放射性廃棄物を受け入れない』との考え方に立って、当時の堀知事が「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」（H12.10.24公布）を制定しており、それ以来、連合北海道はこの『道民の意思』を具体化するため継続して運動に取り組むことを確認している。

4. 連合北海道は引き続き、産別・地協と連携して、北海道に『放射性廃棄物を持ち込ませない』運動に取り組むとともに、「条例」に基づいて、道内のいかなる地域においても、国が最終処分場の設置につながる調査の申入れをしないよう、知事には毅然とした対応を求めていく。

以上